

# 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習受講報告

フィールド科学系部門 生物生産技術班 日山 薫

## 1. はじめに（目的等）

労働安全衛生法令は、特定化学物質及び四アルキル鉛を製造し、または取り扱う作業については、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を終了した者から、特定化学物質作業主任者または四アルキル鉛作業主任者を選任しなければならないことを規定している。

農場では、業務においてアーク溶接をおこなっているが、作業の際に発生する溶接ヒュームは特定化学物質に分類されている。そこで健康障害を予防し、安全に業務に取り組むために「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を受講した。

## 2. 期間・場所

期間：令和5年3月3日～4日

場所：広島県労働基準協会 林業ビル8階教室（広島市中区上八丁堀8-23）

## 3. 参加者等

学科講習 50名

## 4. 研修内容

学科講習

- ・健康障害及びその予防措置に関する知識
- ・作業環境の改善方法に関する知識
- ・保護具に関する知識
- ・関係法令

## 5. まとめと感想

「健康障害及びその予防措置に関する知識」では、災害事例から発生原因と有効な防止措置を学び、特定化学物質の人体への影響について学んだ。「作業環境の改善方法に関する知識」では特定化学物質の空気中における性状・分類について、有害物質を発散させない方法や換気を行う際の注意点や工夫について学んだ。「保護具に関する知識」では、呼吸用保護具・防塵マスク・防毒マスクの種類・構造・選択方法・保守管理について学んだ。

アーク溶接の際に発生する溶接ヒュームは、皮膚や粘膜に接触すると刺激を与え、吸入すると金属熱・じん肺を生じる。また、溶接ヒュームに含まれる塩基性酸化マンガンについて神経障害、呼吸器系障害が報告されている。このことから、今後業務でアーク溶接を行う際には健康障害や災害の予防のために、溶接の防護具にあわせてマスクの使用や換気への注意などについて心がけたいと考えた。